

公 示

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和6年1月31日

国土交通省 関東地方整備局

京浜河川事務所長

嶋 崎 明 寛

記

1. 協定の目的

京浜河川事務所が管理する河川管理施設等において、地震、洪水等の異常な自然現象下で災害が発生または発生する恐れがある場合の対応に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について京浜河川事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙－1（協定区間模式図）のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、河川用ゲート設備関係の応急復旧等を想定しています。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ① 関東地方整備局（港湾航空関係を除く。）令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格の認定をうけていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める

手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

② 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。

(5) 京浜河川事務所等が対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。

(6) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 協定期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 申請書類の提出

(1) 本協定締結申請者は、3. に掲げる資格要件を有することを証明するために、次に従い申請書を提出し、京浜河川事務所長から申請資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者並びに申請資格がないと認められた者は、本協定に参加することができない。

(2) 提出先及び問い合わせ先

〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所 防災情報課

TEL 045-503-4018（直通）

FAX 045-503-4019

メールアドレス hayashi-m8315@mlit.go.jp

担当：防災情報課長 宮澤 敦史

(3) 提出物及び部数

提出物 申請書（ゲート様式-1）

調査票（ゲート様式－２、３）、調査票の添付書類
提出部数 １部 （Ａ４サイズ）

※持参、郵送の場合は書面又はDVDで、データ形式はPDF形式とすること。メール提出のデータ形式もPDF形式とする。

（４）申請書類の交付方法

１）交付期間

令和６年１月３１日（水）から令和６年２月２８日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時１５分から１８時００分までとする。

２）交付方法

国土交通省京浜河川事務所公式ホームページよりダウンロードすること。

URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>

（５）申請書類の提出

申請書類は次に従い提出するものとする。

１）提出方法

書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）、FAX 又は電子メールにより提出すること。

郵送等で提出する場合は、封筒の表に業者名・協定名の郵送である旨の記載をすること。

FAX 及び電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

２）提出場所

上記（２）に同じ。

３）受付期間

令和６年１月３１日（水）から令和６年２月２８日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日９時１５分から１８時００分までとする。

（６）企業の業務実績として記載する業務のTECRIS（登録されていない場合は契約書（業務名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）の写しを提出するものとする。

ただし、TECRIS等での記載内容で同種の業務の実績が不明な場合については、特記仕様書等を必ず添付すること。

（７）その他

１）申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

２）京浜河川事務所長は、提出された申請書を、申請資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

３）提出された申請書は、返却しない。

４）提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は認めない。

５）申請書類に関する質問がある場合においては、次に従うものとする。（様式は自由とするが、参考として質問書様式を参考資料１に示す。）

①提出方法

上記（５）１）と同じ。

②受領期間

令和6年1月31日（水）から令和6年2月9日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

③提出場所

上記（2）に同じ。

6) 複数の区分に申請を行いたい場合は、その区分毎に申請書を作成し提出すること。

6. 審査基準

(1) 下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
<p>1. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者出動の可否 (ゲート様式-2)</p>	<p>次に掲げるいずれかの者であること。</p> <p>① 建設業法第7条2項イ・ロ・ハで定める者</p> <p>イにあつては土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。</p> <p>ハにあつては次のいずれかの資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士 ・ 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士 ・ 1級建築士 ・ 技術士（建設部門（選択科目「鋼構造及びコンクリート」）） ・ 技術士（総合技術監理部門（選択科目「建設-鋼構造及びコンクリート」）） <p>② 平成20年4月1日以降令和5年3月31日までに元請けとして完了又は完成し、引渡しが完了した河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備における下記に掲げる同種業務または同種工事への従事経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 点検整備業務 ・ 新設または修繕工事（塗替塗 	<p>資格等の保有者を確保できない場合</p>

	装を除く)	
2. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員出動の可否 (ゲート様式-2)	作業員の人数 (協力会社含む※1)	作業員を確保できない場合
3. 施工(履行)実績 (ゲート様式-2)	平成20年4月1日以降令和5年3月31日までに、元請けとして完了または完成し、引渡が完了した河川用プレートガーダ構造ローラゲート設備における下記に揚げる同種業務または同種工事等への実績を有すること ・新設又は修繕(塗替塗装を除く) ・点検整備業務(ただし、不具合箇所の確認箇所の改善内容立案を含む業務であること。)	施工実績が無い場合
4. 当該工種における過去3年間の工事成績評定点の平均点 ※2	関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の当該工種における令和2年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

※1 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付して下さい。

※2 入札参加資格が「機械設備工事」で申請した場合。「(役務の提供等)」で申請した場合は対象外)

7. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定(ゲート設備)」(以下「災害協定(ゲート設備)」という。)の選定結果を申請者へ書面にて通知するとともに、京浜河川事務所の掲示板に掲示します。

なお、通知は令和6年3月11日(月)を予定している。

8. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知された申請者は京浜河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由様式)により説明を求めることができる。

なお、提出方法は5.(5).1)と同じとする

(1) 提出期限

令和6年3月11日（月）から令和6年3月18日（月）までの9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出先

5. (2)の提出先と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和6年3月26日（火）までに書面により回答する。

9. その他

(1) 令和6年度以降の関東地方整備局における「機械設備工事」、または「役務の提供」に係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後の協定は無効となる。

(2) 本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページ及び下記に示す当事務所及び出張所の掲示板にて、閲覧が可能。

◆ 掲示場所、期間及び時間

【掲示場所】

- ・ 京浜河川事務所 1階掲示板
- ・ 田園調布出張所（東京都大田区田園調布本町3-1-1）
- ・ 多摩出張所（東京都稲城市大丸3-1-17-1）
- ・ 多摩川上流出出張所（東京都福生市南田園3-64-2）
- ・ 新横浜出張所（神奈川県横浜市港北区小机町2081）
- ・ 相模出張所（神奈川県平塚市中堂246-2）

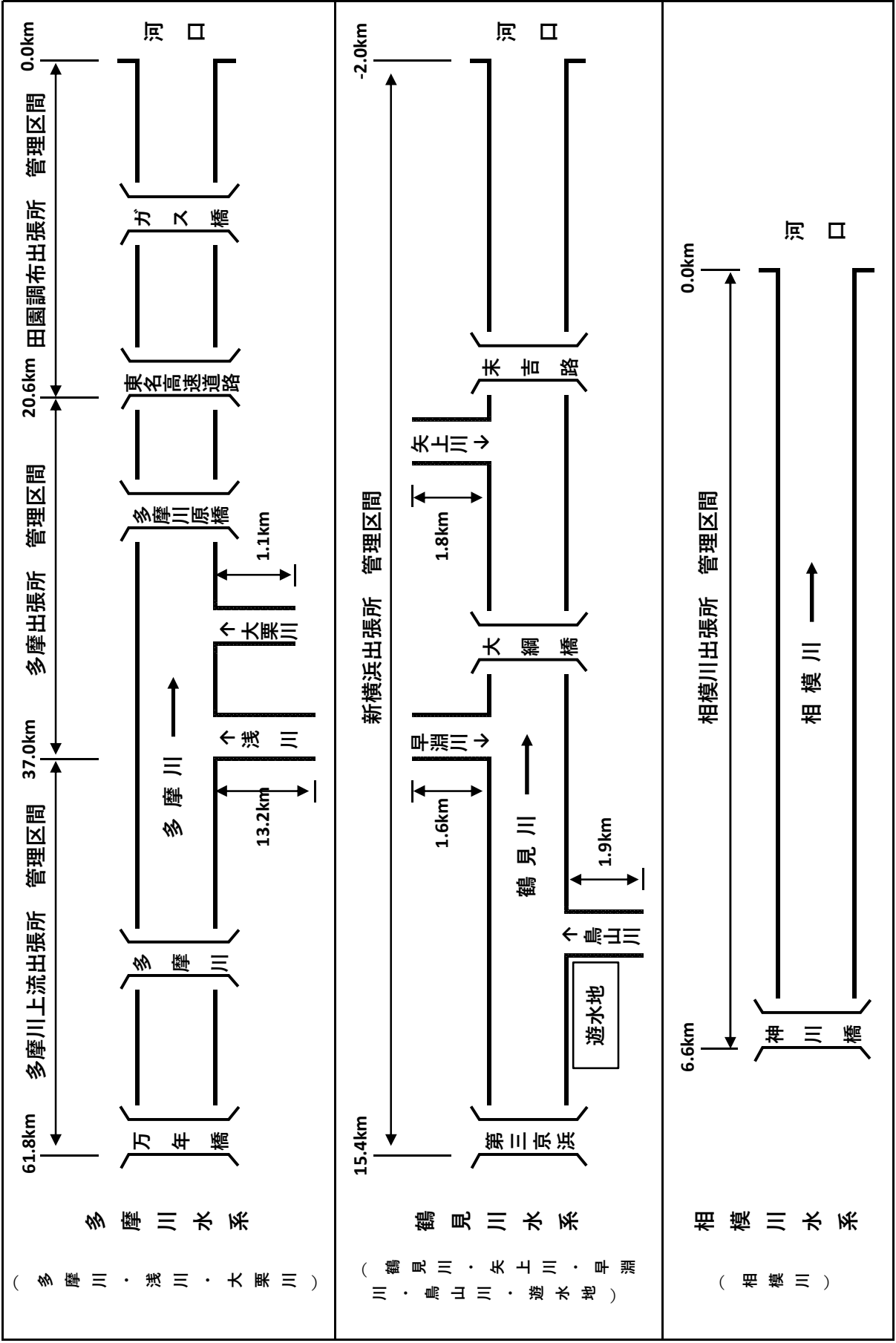
【掲示期間及び時間】

令和6年1月31日（水）～令和6年2月28日（水）
9：30～17：00までの間（土曜日、休祭日は除く）

以 上

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定区間模式図（ゲート設備）

別紙-1



協定参加申請書

令和 6年 月 日

国土交通省 関東地方整備局
京浜河川事務所長 宛

住 所：〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代表者：〇〇建設株式会社
代表取締役社長
〇 〇 〇 〇 印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（ゲート設備）」に参加したく、申請いたします。

担 当 者：

部 署：

電話番号：

内線

河川災害応急復旧業務に関する調査票(1)

会社名: ○○建設(株)

令和 6年 月 日現在

1. 協定に基づく出勤要請を行った場合の技術者出勤の可否

資格を保有している技術者の数	人
----------------	---

2. 協定に基づく出勤要請を行った場合の作業員出勤の可否

作業員の数	自 社 :	人
	協力会社 :	人

※ 作業員の配備に関して、自社社員であることを証する書面の写し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付して下さい。

3. 工事の施工実績

工事名	工期	発注者名
	~	

※ 施工実績は、最新のものを記載して下さい。

記載した工事の施工内容がわかるもの(仕様書等)を添付して下さい。

河川災害応急復旧業務に関する調査票(2)

対応可能な設備調査表

会社名: ○○建設(株)

番号	設備区分	形式	主な装置名	記入欄 ^{※1} (例)	
				対応可	対応不可
1	ゲート設備 (堰)	①シェル構造鋼製ローラゲート(電動ワイヤロープウインチ式) ②魚腹構造鋼製起伏ゲート(電動油圧シリンダ式)	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備 ^{※2} 、操作橋等	○	
2	ゲート設備 (水門)	①鋼製ローラゲート(電動ワイヤロープウインチ式)	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備 ^{※2} 、操作橋等	○ 開閉装置 除く	
3	ゲート設備 (樋管)	①鋼製ローラゲート(電動ラック式) ②鋼製スライドゲート(電動ラック式) ③鋼製フラップゲート(手動油圧シリンダ式)	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備 ^{※2} 、操作橋等	○ ①、②のみ	
4	ゲート設備 (陸閘)	①アルミ合金製片開式ゲート(電動ボールスクリージャッキ式) ②アルミ合金製横引式ゲート(電動車輪走行式)	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備 ^{※2}		○

※1 設備区分毎に記入欄の該当項目に「○」を記入して下さい。なお、「形式」や「主な装置名」に記載された全ての装置でなく、一部の装置でも結構です。

※2 操作制御設備とは、操作台に設置された機側操作盤等、ゲートの操作、制御に直接関わるものとし、遠方監視操作制御設備は含まない。

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書 (ゲート設備) (案)

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長 嶋崎明寛(以下「甲」という。)
と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、
京浜河川事務所所管施設等の河川災害応急復旧業務(以下「業務」という。)
の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は京浜河川事務所が管理する河川管理施設等(以下「河川」という。)において、地震、洪水等の異常な自然現象下で災害が発生または発生する恐れがある場合(以下「災害」という。)の対応に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協定の適用区分)

第2条 協定が適用される区分は、ゲート設備関係に関する応急復旧等とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は別紙の京浜河川事務所直轄管理区間とする。

(業務の実施体制)

第4条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

4 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲又は第3条に定める区間を担当する事務所職員等(以下「職員等」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第6条 乙又は第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。

2. 乙は、甲が所有する災害対策用機械の運搬、操作を円滑に行うための研修等を実施する場合は、原則として参加するものとする。
なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第16条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解除)

第17条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

- 2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第18条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第19条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）」又は「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱について（平成14年10月29日 国官会第1562号）」に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、予め局長の承認を受けた場合は、その限りではない。

2 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、機械設備工事又は役務の提供等に登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和6年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
京浜河川事務所長 嶋崎 明宏

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印